【貨物】行政処分状況（令和8年10月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和8年10月6日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社東洋　代表者　高良　光雄 （法人番号4360001007203） 沖縄県那覇市港町3丁目6番11号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	株式会社東洋 沖縄県那覇市港町3丁目6番11号
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(245日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第15条第1項
(6)　監査実施の端緒及び違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和8年8月5日に監査を実施。15件の違反が認められた。 (1)過労運転の防止措置義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (2)日常点検整備等の未実施(道路運送車両法第47条の2) (3)定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条) (4)点呼の未実施(安全規則第7条第1項) (5)点呼の一部実施不適切(安全規則第7条第2項) (6)点呼の記載事項等の不備(安全規則第7条第5項) (7)業務記録の一部記録なし(安全規則第8条) (8)業務記録の記載事項等の不備(安全規則第8条) (9)運行記録計による記録違反(安全規則第9条) (10)運転者台帳の一部未作成(安全規則第9条の5第1項) (11)運転者台帳の記載事項等の不備(安全規則第9条の5第1項) (12)運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項) (13)高齢運転者に対する特別な指導の実施義務違反(安全規則第10条第2項) (14)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項) (15)運行管理者の研修受講義務違反(安全規則第23条第1項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	（当該営業所）　25点 （事　業　者）　25点

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和8年10月29日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	新丸株式会社　代表者　仲嶺　哲 (法人番号3360001015561) 沖縄県中頭郡西原町字小那覇1144番地1
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県中頭郡西原町字小那覇1452
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(27日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第15条第1項
(6)　監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和8年9月7日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、監査を実施。 5件の違反が認められた。 (1)過労運転の防止措置義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (2)定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条) (3)運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項) (4)高齢運転者に対する特別な指導の実施義務違反(安全規則第10条第2項) (5)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所)　3点 (事　業　者)　3点